

ローデシアの「原住民指定地」と 「原住民購入地」

はし
星

あきら
昭

はじめに

- I 両地域形成の経緯
 - II 両地域経済の比較
 - III 「原住民購入地」農業の評価
- む す び

はじめに

ローデシアはアフリカ諸国の中でも典型的な「居住植民地」であり、したがって国内にはかなり多くのヨーロッパ人入植者が定着し、しかもかれらの多くは農業に従事しているため、そこにはヨーロッパ人農業とアフリカ人農業とが相競合しつつ併存している。おおまかにいえば、ヨーロッパ人農業は *estate agriculture* と呼ばれ、幾多の雇用労働を用いながら、農作物をもっぱら市場販売のために生産する高度に資本集約的な大規模農業であるが、アフリカ人農業は *peasant agriculture* と呼ばれ、特定の家族労働に頼りながら、農作物を主として自家消費のために生産する極度に労働集約的な小規模農業として特色づけられる。しかし、同じアフリカ人農業でも、さらに詳細にこれをみると、経営規模や土地保有形態などの指標で明確に区別さるべき二つの型の農業が存在することが知られる。すなわち、「原住民指定地」(Native Reserve)の農業と、「原住民購入地」(Native Purchase Area)の農業とがそれである。「原住民指定地」とは、「土地配分法」(Land Apportionment Act)がアフリカ人部族集団に一括して土地を与え、そ

の中で伝統的な部族組織と慣習的な土地保有形態の存続を保証した部族地域の一部をなし、アフリカ人の圧倒的多数が住む排他的占有地のことである。「原住民購入地」とは、立法審議会令によるケープ約款 (Cape Clause) の導入によって創設された新開地で、特定の資格を備えたアフリカ人に、土地の購入選択権付きの賃貸借を通じて自由保有 (*freehold*) が許されたところである。そしてアフリカ人の選ばれた少数のものが入植した流通可能な所有地のことである。つまり両地域はその土地保有形態において根本的な相違があり、したがって一般に部族共同体農業として特色づけられるアフリカ人農業において、これらはしばしば農業開発の選択的モデルに擬せられたり、あるいは土地改革の代替的プランとして論議の対象とされている。本稿では、かかる広範な関心の角度をふまえながら、筆者のローデシア滞在中の知見と、マッセル (B. F. Massell) およびジョンソン (R. W. M. Johnson) の所説に依拠して、「原住民指定地」と「原住民購入地」における農業経済の実態を比較・検討し、あわせてアフリカ諸国における土地制度への国家介入にまつわる問題点を間接的に浮彫りにしてみたいと思う。

I 両地域形成の経緯 (注1)

ローデシアにおける土地配分は、植民地政府による「白人のマグナカルタ」といわれ、アフリカ

人民族主義に対する最後の防波堤としての役割を演じてきたし、また演じていることは周知のとおりである。現在のローデシアにヨーロッパ人遠征隊——Pioneer Column と呼ばれる——が入植したのは1890年であるが、かれらはこの地域における鉱産資源の採掘を当初の目標にしていた。したがって、入植前後は、土地が鉱業権取得の対象として重要性をもっていたけれども、ヨーロッパ人農業者がアフリカ人農業者との競合から免れるために全地域にわたって土地配分をおこなう必然性はまだ存在していなかったといつてよい。なるほどRoyal CharterによってオーソライズされたBSA特許会社は、その権限において入植者に対し無制限な土地売渡しをおこなったが、それはただ開拓者、会社およびシンジケートのために土地を留保しておくという性格をもっていたにとどまり、事実そのころヨーロッパ人によって占有された地域の面積は必ずしもまだ大きくなかった。他方においてまた、アフリカ人側としても、自給生産に必要な土地は当時わずかであったし、ことに首長や部族民たちは、たとえば土地を財産権として譲渡担保のような方法で売買することはしなかった。つまり、土地問題は、それがアフリカ人の慣習的生活に抵触しないかぎり、特にさし迫った関心事とはならなかったのである。しかし、初期入植当時にもっとも重要な地域であったマタベレランドでは、ヨーロッパ人が比較的地味の肥えた土地に保有地を選定・占有し、しかもこの割譲地が多く未利用のまま放置されたり、さらにヨーロッパ人入植者がアフリカ人占有のために指定された地域にしばしば侵入したりしたため、はじめてここに両者の土地をめぐる争いが生じた。

この争いを調停するため委員会が設立されその結果、未割当地にアフリカ人占有地を割り当て、

ヨーロッパ人に譲与したアフリカ人居住地に対してはその代替地を選定する旨のいわゆるマタベレランド土地配分勧告が1894年になされた。つまり、それまでとかく境界が不明確であった両地域について、委員会設立時の土地占有状況を基準にして、あらためてその領域を確定しようとしたわけである。ともあれ「アフリカ人部族民の占有に十分な土地、その農耕に適する土地を割り当てる」ことを任務としたこの委員会は、その条件として、アフリカ人がその割当地の中で部族的慣習にしたがって生活しうることを保証したにもかかわらず、この土地配分はたちまちアフリカ人のはげしい拒否にあった。その理由は、アフリカ人にとって本来自由財ともいうべき土地が人為的に配分されたことへの本能的反発もあったが、それよりもむしろ、ヨーロッパ人の任意占有地の代替地として与えられたシャンガニ(Shangani)およびグワイ(Gwaai)の両指定地がともに土地条件の劣悪な地域だったことに対する強い反感のためであった。このようなアフリカ人の抵抗があったにもかかわらず、この土地配分は強行されたため、マタベレランドのアフリカ人はついに1896年に反乱を起こした。これに対して、ヨーロッパ人側は武力をもって圧服しようとしたが、アフリカ人側は文字どおり難攻不落で、けっきょく懐柔策によりこれを鎮めるよりほかなかった。つまり、ヨーロッパ人はアフリカ人に対して「妨害されぬ自由な国に土地を与える」ことを降伏の条件としたのである。ともあれ、この結果、アフリカ人は好むと好まざるとを問わず、指定された地域内で農耕・牧畜をすることを余儀なくされた。もっとも、反乱鎮定後しばらくは、新たにヨーロッパ人のものとなった地域で、労働を提供して放牧を続けたり、そのまま無断で居坐っていたアフリカ人もいたが、し

だいに定められた土地配分パターンが確立されるようになったのである。

以上のマタベレランドにおける土地配分は、この国における人種別土地制度の萌芽となったが、それはまだ局地的なものにすぎなかった。しかし、それが事実上全国的な制度として定められるようになったのは1898年のBSA特許会社によるアフリカ人占有地追加以降である。この年に設立された委員会は新たな土地配分パターンを勧告し、それに基づいて、のちにこれが制度化をされたのである。このときの勧告は、アフリカ人地域の選定について各委員間に統一的基準がなく、また事前に土地の調査もおこなわれなかったので、必ずしも完全なものとはいえなかったが、とにかくそれが形態上現行の土地配分の基礎となったことは明らかであり、この勧告の結果、実際に104カ所の「原住民指定地」が設定されたのである。それはあくまで既存のヨーロッパ人占有地ないしヨーロッパ人割譲地には手をつけぬことを条件としておこなわれたが、「原住民指定地」の規模は、この段階ではまだ特別な規制を受けず、5000エーカーぐらいの小さなものから150万エーカーほどの大きなものまで種々雑多であった。この土地配分は「原住民指定地」内でアフリカ人が相変わらず部族的慣習にしたがって生活することを許し、ことに土地については部族共同体による所有を認める点において、前記マタベレランドのアフリカ人地域と同じであった。

なお「土地配分法」は1931年の制定と、1941年の改正により、ローデシアにおける最後の人種差別法として確立されたが、ちょうど1941年から1948年にかけて、アフリカ人の人口は70万人以上も増加し、ヨーロッパ人地域に無断で居坐るスクォーター (squatters) が30万以上もあらわれ、一方、

ヨーロッパ人側も、そのころから軍人の帰還や入移民の増加などで人口がふくれ、それに伴う土地需要が増大した。ここで土地問題はふたたび深刻な様相を呈するに至り、アフリカ人の追出し政策や、「原住民指定地」への再入植措置が計画されるようになった。政府はそこで1948年、アフリカ人占有地を追加する問題を検討し、委員会を設けて「未割当地域」(Unassigned Area) をアフリカ人の占有のためにあてることを決めた。これが「特別原住民地域」(Special Native Area) と呼ばれるものである。その土地に関する権利や内部住民の生産様式では「原住民指定地」と変わらない。名称が違うのは「原住民指定地」が1923年の自治政府憲法によって確認されたものだけに、それを拡大するには憲法改正が必要とされるばかりでなく、またイギリス本国と意見の調整をはからねばならぬ、という手続上の面倒があったからにほかならない。かくて、1779万エーカーという広大な「未割当地」——土地条件は必ずしもよくない——が1959年までには大部分なしくずしに「特別原住民地域」に変えられ、けっきょく「原住民指定地」と並んで総計4140万エーカーの土地が1961年までにアフリカ人占有地として確定したのである。

これに対して「原住民購入地」はどのように形成されたか？ ヨーロッパ人の入植がBSA特許会社のイニシアティブのもとで、武力と懐柔により積極的に押し進められ、やがてマタベレランドとマジョナランドとを統一して「南ローデシア」が形成され、西欧的貨幣経済がアフリカ人地域にも相当深く浸潤するにしたがい、アフリカ人に私的土地所有を制限つきで認めようとする動きがあらわれてきた。1898年の立法審議会令 (Order-in-Council) によるケープ約款の導入がそれである。ケープ約款とは、その名が示すとおり、本来南アフリカ共和

国で指定されたものであり、それも主としてブーマ人地主層に対抗するイギリス産業資本の主張を代弁するものであったが、その趣旨は、要するにヨーロッパ人貨幣経済における資本の再生産に必要とされる限度で、アフリカ人の土地購入権を認めることにあった。つまり、ヨーロッパ人がただいたずらにアフリカ人を差別・隔離することは、ヨーロッパ人企業の労働力確保という経済的要求との矛盾を最終的には解決せず、むしろアフリカ人労働力の再生産を引続きアフリカ人農村に依存させる可能性を妨げる効果を伴うから、企業を進展させ、投資効率を高めるためには、アフリカ人が部族的慣習の中で引続き共同体的土地所有をおこなっているよりも、むしろかれらに私的土地所有を限定的に許し、ある程度貨幣経済の内部へ引き入れておくほうがより得策であると考えたからにはほかならない。現にこのアフリカ人に対する土地の自由保有権の容認は、同じヨーロッパ人の中でも、入植農業者よりむしろ鉱・工業を中心とするいわゆるエンクレイブ(enclave)企業家、ないし本国にいる資本家たちによって支持・促進されてきたことは、この間の事情を如実に示している。

ともあれ、1902年には、約2100万エーカーの「原住民指定地」を除いた残りの約7500万エーカーが、ヨーロッパ人の自由保有地、もしくはアフリカ人の購入地となるべきことが確認されたのである。こうして、アフリカ人の土地所有形態には、「原住民指定地」における共同体的土地所有のほか、に、「原住民購入地」における私的土地所有が爾来並存することとなり、したがって、この両者をいかに調整するかはその後政府にとって重要課題の一つになった。もっともアフリカ人の土地購入権は、当初一定額以上の資本を有するものなら誰でもこれを獲得しうるものとされたが、実際に土

地を購入した者の数はきわめてわずかしかなかった。それから約20年後の1925年においてすら、アフリカ人の私有となった土地は延べ4万5000エーカーほどにしかならず、さらにその20年後の1945年においても、「原住民購入地」入植農家は1872戸を数えるにすぎなかったため、ケープ約款の存廃まで論ぜられた。もとよりアフリカ人による私的土地所有の容認とその拡大は、前述のとおり、イギリス人企業家ないし資本家によって恣意されたものであるが、ヨーロッパ人入植者は逆にアフリカ人農業者との競争関係を強く意識して、これに対しとかく否定的態度を示しがちであった。かようなアフリカ人土地私有に対するヨーロッパ人入植者からの圧力はしだいに高まり、それは1914年および1930年の委員会報告に反映された。すなわち、前者はアフリカ人の土地購入権を制限することを原則的に認め、後者は「原住民購入地」を現状以上に拡大しないことを強く提案した。また1926年のカーター委員会(Carter Commission)報告が、ヨーロッパ人農業のアフリカ人農業との競合を避けるため、人種的隔離を是認し、同時にケープ約款の効力を制限しようとしたのも、かかる経済的利害状況を背景にして理解される。ともあれ、1931年の土地配分法では、750万エーカーの「原住民購入地」が確認されたが、1941年の同改正法では「原住民購入地」の人種間売買が制限された。しかし第2次世界大戦後は、ローデシア経済はヨーロッパ人農業を含めて著しい成長を遂げ、それに伴ってアフリカ人土地購入に対する入植者の考え方もかなり変化したと思われる。事実、1945年から1953年までの8年間にはアフリカ人農民による「原住民購入地」への入植申請は急増し、それに伴ってかれらの入植資格要件の中に、資本自給度のほか技術熟練度——master farmers 証明の取得

——が加えられた。それでもなお「原住民購入地」への入植者の数は着実に伸び、1963年には延べ160万エーカーの地域に7000人の農家が入植したといわれる^(注2)。

(注1) 星昭『中央アフリカの社会・経済構造』(アジア経済研究所, 研究参考資料第123集, 1967年), 43ページ以下。

(注2) B. F. Massell & R. W. M. Johnson, *African Agriculture in Rhodesia: An Econometric Study* (Santa Monica, California, 1966), p. 16.

II 両地域経済の比較

一般にアフリカにおける人口に対する土地の割合は他の低開発国のそれに比べて大きいといわれるが、ローデシアに関するかぎり、人口の圧力は相対的にけっして小さくない。その理由は、一つには、肥沃な土地が乏しいことにあり、もう一つには、多少肥沃な土地があってもそれがほとんどヨーロッパ人の手中におかれていることにある。国土の大部分は海拔900メートルの標高をもつため、気候はむしろ亜熱帯性であるが、土壌は概して花崗岩を主体にした砂土からなっており(ローデシアの約70%は砂土である)、ところによっては若干肥沃度の高いレッド・ロームやクレイ・ロームが地表にあらわれていることもあるが、それはきわめて小部分にすぎず、しかもその下にはしばしば不浸透性の岩層が拡がっているため、本来肥沃な土壌とはいえない。そのうえ、集約農業に必要な最低限といわれる700ミリの年間平均降雨量を越える地域は国土の約38%しかなく、またその降雨量も季節間および季節内でかなり変異がある。ローデシアの農林省は降雨量・土壌型などに関連させて農地を六つに区分した。第1種農地は、降雨が多量で比較の変異が少なく、果樹生産などに適する地域であるが、それは国土の1.6%ほどしか

なく、また集約的農業に適する第2種農地は、ソールズベリとブラワヨを結ぶ中央高地と東部山岳地帯など、国土の18.7%しかない。そして粗放的農業にのみ適する第4種農地から、粗放的放牧以外に使いようのない第6種農地まで、要するに集約農業不適地が全体の62.3%を占めているのである^(注1)。もっとも、これと類似した現象は、なにもローデシアにかぎらず、東アフリカや西アフリカの若干の国でも認められるかもしれないが、「ローデシアの土地の75%においては、与えられた条件のもとで農作物を生産することは危険多い企てとなっている」^(注2)のはたしかであろう。しかもヨーロッパ人地域は集約的農業適地の大部分、すなわち第1種農地の81%、第2種農地の77%、第3種農地の64%を占拠しているため、アフリカ人地域は、「原住民指定地」にして「原住民購入地」にして、相対的に劣悪な土地条件のもとにあるといえる。ただ「原住民指定地」と「原住民購入地」の土壌肥沃度をあえて比較すれば、前者は長年月にわたって耕作されてきたし、土壌保全の措置が「原住民土地耕作法」(Native Land Husbandry Act)の実施後も十分にとられていないため肥沃度は低下していると考えられるのに対して、後者は入植前までまったく耕作されることのなかった処女地であって、しかも犁耕を含む土地改良投資が積極的におこなわれてきたため土壌の肥沃度はまだ比較的維持されているとみてよい。そのうえ「原住民購入地」は自家消費作物たるトウモロコシよりも、市場販売作物たる落花生により多くの耕地をさいており、しかも落花生はクレイ・ロームのうえて収量が最高になるほど、土壌の肥沃度に比較的影響を受けないから、農業生産力の観点からすれば、「原住民購入地」のほうの土壌型に優位があるものと断定することはできよう。

土地に関する権利についていえば、「原住民指定地」では一般に慣習的な土地利用法として焼畑農法がおこなわれ、ことにムシヤ (Musha) と呼ばれる家族村落単位では、その高度の移動性にもかかわらず、家族成員が1人残らず特定の地域について耕作権を付与されており、しかもその権利は、耕作者がその土地を占有しているかぎり個別的持分として恒久的に保護されている^(註3)。もとより優良地は乏しいから休閑地を多く持つ農家も稀で土地に関する権利はきわめて貴重なものとなり、ことに家族成員の生活保障のためあって土地が流通可能なものとなることはほとんどありえない。要するに「原住民指定地」における土地は部族財産に属するので、土地の売買はもとより、たとえ農業信用供受のためとはいえ、それを抵当権の対象にすることも許されないのである。これに対して、「原住民購入地」でははじめから犁の導入、堆肥の利用、輪作の実施、耕地の集中などを前提として土地の自由保有権が認められ、商品作物の収量増大のために農地の拡大も自由であり、事実可耕地面積は「原住民指定地」の数倍も大きくなっている。ただ「原住民購入地」はあくまで新たに開拓された土地であり、したがって購入した地目の中に耕地を増やすには掃林・整地という大量の労働力を伴う作業がなされねばならず、したがって現状では、潜在的可耕地がまだ十分利用しつくされていない場合が多い。掃林・整地は「原住民購入地」の創設当初は政府の援助によって直接おこなわれたが、のちに各入植農家に任せられた。したがって、さらでだに家族労働の利用が「原住民指定地」の農家より集約的な入植農家が、自由保有地における耕地の割合を大きくするためには、いきおい雇用労働に依存しなければならない。しかし、現実には、「原住民購入地」における

雇用労働の利用は、「原住民指定地」に比べれば幾分多いにしても、けっしてはなほだしく多くはない。この場合の生活保障は、比較的数の少ない家族労働がより長時間働くことによって自ら獲得せねばならぬわけであり、そのことは土地の流通性が認められながらも、なおいったん入植した農家をして「原住民購入地」を容易に去らしめない原因にもなっているように思われる。

労働利用について「原住民指定地」と「原住民購入地」とのもっとも顕著な相違は、まさにそのような labour commitment の程度にあるといえよう。前者は比較的保有地規模が小さく、家族規模が大きいにもかかわらず、家族成員の単位面積当たり労働時間は少ないのに対して、後者は逆に比較的保有地規模が大きく、家族規模が小さいにもかかわらず、家族成員の単位面積当たり労働時間は多いのである。これは上記生活保障の問題もさることながら、やはり労働移動の効果ももっとも大きいからであろう。つまり、「原住民指定地」の農家では、「原住民土地耕作法」の影響で、都市や産業中心地に出稼ぎをするものが多く、したがって農業労働における季節的性格がより強く、堆肥・播種・植付・刈入などの農作業も必要最小限度に短期間おこなわれるためであり、また「原住民購入地」の農家では、はじめから生計が農業所得だけに依存せざるをえないため、年間を通じて離村者が少なく、したがって農業労働における季節的性格はより弱く、上記のごとき農作業も可能なかぎり長期間にわたっておこなわれるためである。ことに、刈入後の農閑期には、前者の場合でも、脱穀・製粉・格付・農家修理などの作業が残留者によってなされるが、それらは直接生産に結びつく作業ではなく、これに反して後者の場合は、犁耕、等高耕作、畝上げ、水路建設など生産的な

土地改良作業が家族成員の大部分によってなされるわけであり、そこに両者の労働利用に大きな差異が生じてくるのである。「原住民指定地」の農民において特に労働移動がはげしい理由としては、部族社会内部の人口増加や、労働節約的な犁耕の普及もあるが、基本的にはアフリカ人農民の反感を買った「原住民土地耕作法」の失敗であろう。また、「原住民購入地」の農民による labour commitment を比較的大きくしているもう一つの理由は、前述のとおり、かれらが耕地の大部分を落花生の栽培に向けていることにある。もともと耕地面積のわりに多量の労働力を必要とするこの商品作物については、特にその収量に応じた刈入作業がトウモロコシやヒエに比べて著しく過重になるのが常である。一般にトウモロコシ生産に重点を置き、落花生栽培には比較的小面積の耕地しかさかない「原住民指定地」では、落花生の刈入は主として女子の作業となっているが、「原住民購入地」ではその作業量が比較にならぬほど大きいので、男子も女子もこれに従事し、それでもなおお足らぬときには限られた範囲ながら雇用労働も用いられることもある。ことに、相互扶助労働に依存する機会の比較的乏しい「原住民購入地」の農家は、この作業をより長期にわたって成就することを余儀なくされるのである。なお、農作業における性別分業は、「原住民指定地」において著しく、通常男子は主としてトウモロコシの堆肥・播種・植付、ヒエおよび落花生の播種・植付をおこない女子はすべての農作物について除草、刈入を分担している。これに対して、「原住民購入地」では、かかる伝統的性別分業がほとんど崩れ去っており、男子も女子もすべての農作物についてだいたい同じ割合で作業を分担している。その結果、女子の農作業における過重負担は、後者においてかなり

緩和されている。たとえば、「チウエシエ (Chiwe-she) 原住民指定地」では、女子の作業量は男子の1.5倍であったのに対し、「ダーウィン (Darwin) 原住民購入地」では、それが約1.2倍であったといわれる^(E4)。もとよりかかる農作業における性別分業は、孤立的・停滞的な社会であればあるほど強く残っているものであり、女子労働への依存度はそのかぎりにおいて理解されようが、現在の「原住民指定地」における女子の作業負担は過重といわざるをえない。たとえば、除草は中央アフリカの農業において欠かすことのできぬ重要な作業であり、その労働量の大きさからいっても、また作業時期に対する配慮の重要性からいっても、けっして播種・植付作業に劣らない。また刈入作業も家までの運搬のほかに脱穀・製粉まで含めればその労働負担はけっして小さいものではない。けっきょく、この女子の過重労働を生ぜしめた原因の大半は、男子の出稼ぎに求められる。その意味からすれば、「原住民購入地」における農家の labour Commitment を大きくさせた第2の理由としてここに述べられたことも、ひっきょう労働移動という第1の理由に還元されうるかもしれない。

次に、農機具や肥料の利用状況について両地域を比較してみよう。前にも述べたとおり、「原住民購入地」の農民は、入植資格条件として一定の資本、そしてのちには一定の技術を持つことが要求されてきたから、その労働手段の拡充が、「原住民指定地」の農民よりはるかに進んでいたとしても不思議はない。まず農機具についていえば、「原住民購入地」の農民は、「原住民指定地」の農民の5倍近くの資本をその購入にあてている。犁耕は南部アフリカでは、かなり古くから普及しており、ローデシアではアメリカ人宣教師アルヴォード (E. D. Alvord) の努力もあって、「原住民購入

地」と「原住民指定地」とを問わず、広く利用されている^(註5)。事実、1940年代にこの国の土地不足がはじめて目だった現象としてあらわれるまでは、犁耕はアフリカ人農業の生産力を著しく上昇させ、犁耕に要する労働力はしばしば耕地の規模を決定してきさえた。犁の利用数は、1911年に3400件であったものが1941年には10万件をはるかに越えたのである^(註6)。犁について多く用いられている農機具は耕耘機、まぐわ、スコッチ・カート、播種機などであるが、これらは必ずしもまだアフリカ人農民に十分普及しているとはいえない。ともあれ「チウエシエ原住民指定地」と「ダーウィン原住民購入地」の事例についてみると、前者では、スコッチ・カートを農家の27%が、播種機を農家の2%が、落花生脱穀機を農家の2%が使用しているにすぎないが、後者では、スコッチ・カートを農家の85%が、播種機を農家の70%が落花生脱穀機を農家の27%が使用している^(註7)。以上の数字から知られるとおり、農機具購入における「原住民購入地」の優位は明白だが、実際その優位はここに示された数字以上のものであると考えていい。なぜなら、「原住民指定地」では、それら農機具の購入が、その経済的効用よりも、むしろ社会的威光のためにおこなわれる傾向が強いからである。たとえば、いったん購入された農機具が破損しても、その修理がほとんどなされていないのはおそらくそのためである。もちろん、農機具の種類によっては、修理に必要な技術をアフリカ人農民が持ち合わせていない場合もあるだろうが、修理方法を知っていてもなおそのまま放置する事例が往々みられるのは、やはりアフリカ人部族社会の属性と結びつけて理解するべきであり、それを単にかねらの勤労意欲の欠如に帰因せしめるのは必ずしも妥当ではなからう。

また肥料の利用についていえば、一般にローデシアのアフリカ人農家で化学肥料を使っているものはきわめて少なく、1960年には全生産者の3%以下であった^(註8)。しかし、「原住民購入地」でも、「原住民指定地」でも、わずかながら施肥がおこなわれていることはたしかであり、特に有機肥料としての堆肥は前記アルヴォードによる牛肥利用の実地指導の影響もあり、どちらの地域でも、農家の80%以上が利用している^(註9)。化学肥料は、ローデシアではもっぱらトウモロコシ栽培についてのみ投与されるが、そのためか、化学肥料を利用する農家の割合は、「原住民指定地」より「原住民購入地」においてより少なくなっているのは興味深い。しかし、概していえば、堆肥にしる、化学肥料にしる、使用農家の割合では両地域もあまり変わりはないが、農家当たりの使用量ではやはり「原住民購入地」のほうがだいぶ多い。「チウエシエ原住民指定地」と「ダーウィン原住民購入地」の事例でいえば、農家当たり使用量は、化学肥料では後者は前者の約1.5倍であったが、堆肥では実に7倍以上となっている^(註10)。ともあれ、「原住民土地耕作法」が実施されてまもなく、ローデシアの原住民問題対策局は次のような希望的観測を発表した。すなわち、「8エーカーの耕地と、6頭の牛と、60エーカーの放牧地をもつアフリカ人標準農家は、もし22ポンド(約2万2000円)相当の肥料を用いれば、98ポンド(約9万8000円)の利潤が得られるだろう」^(註11)と。この数字の意味や信憑性に関する議論はしばらくおき、今後アフリカ人農民が化学肥料の利用を拡大して農業生産力を上昇させる余地はたしかに十分あると思われるが、そうしようと思えば、現状では、ヨーロッパ地域から貨幣で購入せねばならない。しかし、所得水準の低いアフリカ人農業生産者、ことに

「青田買」ができるほどの生産余剰ももたず、また購入資金を借り入れるにも土地や牛を抵当権の対象にできぬ「原住民指定地」の農民にはその可能性は極度に限られているといつてよかろう。

最後に「原住民指定地」と「原住民購入地」における農業生産力の比較をしなければならない。ローデシアのアフリカ人農業における重要農作物はトウモロコシ、ヒエおよび落花生であるが、これらが国内・国外を問わず市場販売される場合、いずれも政府機関たる「穀類マーケティング・ボード」(Grain Marketing Board)に買い上げられる。農作物はまずアフリカ人地域に点在するボードの出先機関に集荷として一括引き渡され、そこからボードの倉庫に運ばれて係官により秤量・袋詰および格付がなされ、それが終わると国内向けと輸出向けのいずれかにプールされる。農作物の価格は毎年国際市場価格と国内販売価格とに見合っただけで決められ、ボードがこれを保証するものである。他方、前記三つの農作物はまたアフリカ人地域の近隣部落民間でも交換——あるときは貨幣、あるときは家畜を媒介として——されている。その際の地場市場価格は、地域により、また季節により幾分変動もあるが、だいたいいつもボードからの生産者受取価格——保証価格から輸送料、販売手数料、開発賦課金および袋の値段などを控除したもの——の影響を受け、それとだいたい同じか、それより多少高いかである。ただし、ヒエはアフリカ人の地酒醸造に用いられるため生産者受取価格の影響を受けず、それより特に高い(約3倍)のが常であり、したがってこの農作物に関するかぎり、通常地場市場で交換される部分のほうが多い(註12)。ともあれ、「チウエシエ 原住民指定地」と「ダーウィン 原住民購入地」の事例について、この三つの主要農作物の生産と販売の状況を、地

場市場価格で評価すると、農家当たり生産額では、後者が前者の9倍、同販売額では、実に156倍となっており(註13)、「原住民購入地」の農業生産力が格段に大きいことが知られる。しかし、この数字を額面どおり受け取って、両地域経済の格差と考えてはならないと思われる。その理由は、おそらく次の諸点にある。第1に、これら農作物の品質については、ヨーロッパ人農場で生産されたものとの間に格差はあっても、「原住民指定地」と「原住民購入地」の生産物間にほとんど格差がなく、物的生産性を上昇せしめる要因が後者の場合にたまたまより多く存在したにすぎないことである。第2には、これら農作物の商品化率が「原住民指定地」の農家ではその大部分が10%以下で、平均すれば3%にすぎず、「原住民購入地」の農家ではその大部分が50%以上で、平均すれば56%に達し(註14)、したがって袋当たり価格の安いトウモロコシを自家消費のために多く栽培している「原住民指定地」農家の生産額・販売額は異常に小さくなり、逆に袋当たり価格の高い落花生(トウモロコシの約3.5倍)を市場販売のために多く栽培している「原住民購入地」農家の生産額・販売額は異常に大きく示されていること。第3に、「原住民指定地」の農家は、保有地規模は小さいが、家族規模は大きく、反対に「原住民購入地」の農家は、保有地規模は大きくても、家族規模が小さい。したがって、両地域の農業生産力を農家当たりの生産額と販売額としてみると、かように「原住民購入地」のほうが圧倒的に多く示されるが、これを単位面積当たり収量でみると、その格差はけっしてそれほど大きくはないこと、である。事例をあげるならば、1954年から1958年までに、「原住民購入地」におけるアフリカ人生産者のエーカー当たり平均収量を、「原住民指定地」のそれと比較

すると、「原住民購入地」の農家は3.8袋であるのに対して、「原住民指定地」の農家は、熟練度のもっとも高い master farmers が7.3袋、熟練度が中位の plot holders が6.3袋、熟練度のもっとも低い一般原住民農家が2.1袋となっている(注15)。これによって知られることは、「原住民購入地」の生産者の収量は、たしかに一般原住民農家のそれよりも多いが、master farmers や plot holders など農業普及事業によって生産技術を改善された「原住民指定地」の農家のそれより明らかに少ないことである。一般原住民農家に比べて相対的に土地と資本を豊富にもつ「原住民購入地」の農家の収量がそれ相応に多いのは、しごく当然であって、むしろ収量格差の少なさは後者の土地利用がそれほど集約的でないことを示唆してさえいる。しかし、master farmers や plot holders の収量に比べるとかなり見劣りがするのはいったいなぜであろうか？ もとより、収量比較には、土地生産性の相違による影響や、生産に投下された資本や労働の効果を同時に考慮に入れることが重要である。その点、「原住民購入地」はその立地条件が「原住民指定地」として変わらず、そのうえ土地・資本および労働の利用度ではむしろ後者より恵まれているといえる。したがって、「原住民指定地」の master farmers や plot holders が輪作・施肥・農作等の時期などについて普及員から指導を受けたゆえに、相対的に少ない土地と資本をもって、相対的に多い収量をあげたとすれば、「原住民購入地」の農家のほうが経営集約化を十分におこなわなかったか、あるいはおこなっても他の諸要因のためその効果があらわれなかったとみなさねばならない。いわんや、「原住民購入地」の農業生産力が「原住民指定地」に比べて格段に大きいと断定することはむずかしいとい

えるのである。

(注1) B. F. Massell & R. W. M. Johnson, p. 6.

(注2) M. Yudelman, *Africans on the Land: Economic Problems of African Agricultural Development in Southern, Central and East Africa, with Special Reference to Southern Rhodesia* (Cambridge, 1964), p. 34.

(注3) 星昭, 56ページ。

(注4) B. F. Massell & R. W. M. Johnson, p. 36.

(注5) 星昭, 75ページ。

(注6) B. F. Massell & R. W. M. Johnson, p. 9.

(注7) B. F. Massell & R. W. M. Johnson, p. 30.

(注8) 星昭, 84ページ。

(注9) B. F. Massell & R. W. M. Johnson, p. 28.

(注10) B. F. Massell & R. W. M. Johnson, p. 28.

(注11) “Broadsheet” No. 3 (Information Services Branch of Native Affairs Department, Southern Rhodesia, Salisbury, Nov. 1958), p. 6.

(注12) 星昭, 92ページ以下。

(注13) B. F. Massell & R. W. M. Johnson, p. 23.

(注14) B. F. Massell & R. W. M. Johnson, p. 23.

(注15) *African Resettlement and the Native Purchase Area Problem, by the Economic Advisor to the Native Department Fund* (Salisbury, 1958), p. 31. 星昭, 74ページ以下。

III 「原住民購入地」農業の評価

ローデシア政府のアフリカ人農業政策は次のような目標を掲げてきた。すなわち、一方において、限られた土地や資本をもって農業生産力を上昇させること、他方において、優良農地の不足と急速な人口増加から生ずる失業を緩和すること、である(注1)。 「原住民購入地」の創設も、実は、この農業政策を実現させるための積極的方途の一つであり、具体的には、ある程度の資本(および技術)

をもった少数のアフリカ人農民に対し、いわゆる自由保有権の譲許という形で私的土地保有を保証し、もってかれらを貨幣経済の中に引き入れることをねらっている。

ところで、かかる政策上の目標を、この国におけるアフリカ人農業の実態とつき合わせて検討すると、この「原住民購入地」創設の志向の中に、政策立案者の明らかな自家撞着があることが知られる。たとえば、上記農業政策では、アフリカ人農業にとって土地と資本が限られた資源として前提されているが、事実はその単純に断定しえぬ問題を含んでいる。この国では、土地が人口に対して絶対的に豊富でないという意味でなら土地不足はない。もし土地不足があるとすれば、植民地化に伴う制度的要因による相対的不足であって、それは政府により恣意的な人種間土地配分がおこなわれ、優良地がほとんどヨーロッパ人入植者によって排他的に占拠されてきたことに帰因する^(註2)。また資本不足については、たしかにアフリカ人部族共同体内部での民富の形成は従来極度に低い水準でしかなかったが、他方、農業投資や農業信用など、本来政府の手でなさるべき補完的措置が十分構じられてこなかったことにもそれはおおいに関連する。さらに、失業の問題に関していえば、ローデシアのアフリカ人地域では、労働力の生産的利用について特別配慮されなかったこともさることながら、農村にはとかく労働不足の傾向が目立ち、工業化への潜在的貯蓄源といわれるごとき労働力の滞留はほとんど認められず、ことに出稼ぎによる新しい労働浪費の影響もあって、農村における失業は顕在的にも、潜在的にも存在していなかったといえる^(註3)。もちろん、都市においては若干の失業がみられるが、それはむしろヨーロッパ人経済における雇用創出の能力に問題があ

り、現在、失業者に対してさえ、その労働力の再生産をなおアフリカ人農村に依存している状態である。

いずれにしても、農業政策への志向が、アフリカ人社会経済構造の実態と乖離した前提のうえに立ち、しかもそれが植民地化に伴う行政的強制を通じて実行に移されるかぎり、はじめに掲げられた目標、たとえば農業生産力の上昇も、アフリカ人部族共同体内部で自生的に発達した場合と同じ持続性をもって成就されることはほとんどありえないであろう。つまり、「原住民購入地」における単なる生産の量的拡大は、外見上農業生産力の上昇が達成されたものとみなされやすいが、それも実は外生的な商品化誘因の相対的な強さに否応なく促されて生じたものであり、生産主体の意識は、その場合、むしろアフリカ人経済社会の民族的基盤たる部族共同体から遠く遊離し、したがって生産力上昇の恩恵もアフリカ人農民の生活水準向上に直接及ぶことがほとんどないのである。

一般に低開発国農業改革に関して、生産力の上昇は土地所有形態の変革と唐突に結びつけて論じられることが多い。しかし、この両者は本来平行に結びつけられる必然性はなくもし結合される場合は、当該国の生産様式に関する段階論をふまえたうえで関連づけられねばならない。たとえば、アジア諸国のように、農業が主として高利貸の地主と小作人との関係として問題になるところでは、土地が農民的所有におかれるという意味では、直接には農業生産力の上昇と結びつかないが、大部分のアフリカ諸国のように、それが主として部族共同体的農業として特色づけられるところでは、土地が共同体的所有から解放されるという意味では、一応農業生産力の上昇に深いかかわりをもつ。前者の場合には、両者を結びつける契機と

して、農民的所有がのちに集団化されることが必然的に想定されるが、後者の場合には、私的所有が集団的要素を解消する方向に進むか、それとも集団所有が集団的要素を継承する方途を選ぶかは、二者択一の問題として将来に残される。ところで、ローデシアの「原住民購入地」の創設は、もちろん私的所有が集団的要素を解消するという場合であるが、農業改革がもっぱらヨーロッパ人政府のイニシアティブによっておこなわれてきたため、両者の結びつきに政策的な歪みが強くあらわれ、農業生産力上昇の社会改革としてもつ重要な意味が、その場合欠落してしまっているのである。

ともあれ、そのような問題の視角に立ちながら、以下「原住民購入地」農業を主として生産力の上昇と関連させて、いくつかの問題点を指摘してみよう。

まず土地についていえば、農地の拡大がほとんどみられない点があげられる。もとより「原住民購入地」は、その創設の趣旨から当然予想されるように、保有地の規模は「原住民指定地」より大きい（「原住民指定地」の2倍以上）が、耕地の面積は必ずしも多くない。「ダーウィン原住民購入地」の場合では、農業保有地の約3分の1が可耕地であり、可耕地のうち実際耕作されていた地積の割合はまたその約3分の1、つまり保有地全体の約9分の1しか耕作地がなかったといわれる⁽⁶⁴⁾。農作物の栽培が大部分まだ「焼畑農法」に依存している「原住民指定地」において耕地の割合が少ないことは当然と思われるが、「原住民購入地」の耕地がそれより甚しく多くないということは注目されねばならない。また、後に述べるように、農機具・肥料などを比較的多くもってはいえるものの、トラクター使用など機械化はまだあまり進ん

でいないし、経営そのものも、家族労働依存の域を出ないため、農家経済の実態は、「原住民指定地」の小農民の場合とそれほど変わりはないといえる。まして、ヨーロッパ人エステートとはまったく比較にならないのである。ともあれ、「原住民購入地」において農地拡大を妨げてきた要因は何であろうか？「原住民指定地」では、絶対的な土地不足のため、一つの農地拡大は、他の農地縮小を伴うという事情から、その可能性は狭められ、また労働移動による労働集約化のむずかしさのために、農地拡大が収量増大を結果していないということはいえる。しかし、「原住民購入地」では、農地拡大を妨げる要因として土地不足や労働移動を考えることはできない。しかし、前にも述べたとおり、「原住民指定地」の農民は、新開地への入植者であり、したがって、農地拡大にはどうしても掃林・整地の作業が必要とされる。ことに、この作業に対して政府援助がおこなわれなくなっからは、それが入植農民にとって過重な負担となったことは明らかであり、当初から比較的少ない家族労働を利用し、相互扶助労働に依存できなかった入植農民にとっては、雇用労働を増加して農地を拡大するよりも、むしろ小面積の耕地において、与えられた労働力を動員し、その労働時間を延長することによって、収量増大をはかるほうを選ばざるをえなかったのである。このことは、すでに述べたような、「原住民購入地」の農家当たり収量は大きくても、単位面積当たり収量が相対的に少ないという事実を、ある程度説明していることはたしかであり、また「原住民購入地」における農業生産力の上昇のためにはむしろ小保有地農家を創設したほうがよいという主張も、この点から理解されるかぎり、その正当性が認められると思われる。要するに、政府当局の楽観的見通し

にもかかわらず、「原住民購入地」において土地利用の量的拡大は必ずしも容易でなく、農業生産力の上昇は、むしろ土地の生産的利用を通じてしか期待されえなくなっているものであり、したがって、入植農民の投資も大部分が土地改良に向けられざるをえなかったわけである。

次に労働についていえば、雇用労働の利用が意外に少ない点が注目される。植民地化の過程で、アフリカ人保有地を保護し、農業生産の多くがアフリカ人の手に委ねられてきた西アフリカ諸国においては、土地抵当権・借地権の確立と同時に土地市場が生まれ、半農半商の農民から少なくない雇用労働を用いるものが生まれたといわれるが、土地の私有化が許され、農作物の商品化もかなり進んで、畜産品を除く農業所得が一般原住民の5倍以上にも達している「原住民購入地」の農民の場合は、予期に反して雇用労働の利用度がきわめて低く、単位面積当たりではむしろ「原住民指定地」の農民より少ないのである。「原住民購入地」では、労働力の質そのものや、労働利用拡大の農業生産に及ぼす効果は部族共同体内部と大差ないにしても、家族労働は、好むと好まざるとを問わず、ほとんど利用しつくされているから、本来なら雇用労働に依存する必要はむしろ大きいはずである。しかるに、現実に雇用労働が少ないのはいったいなぜなのだろうか？ 入植農家にとって雇用労働を入手しがたくしている理由はおそらく物理的なものではない。なぜなら、近隣の「原住民指定地」には、部族地域内部の農業生産を低下させてもなお出稼ぎに行くものが多くいるからである。したがって、もしその経済的理由をあげるとすれば、ヨーロッパ人のプランテーション農業や、鉱・工業におけるアフリカ人労働者の賃金と、「原住民購入地」におけるそれとの間に著しい格差があるため

かもしれない。「原住民指定地」の農民にとって、農作業を犠牲にして出稼ぎをする利益は、雇用先がヨーロッパ人地域であると、アフリカ人地域であることによって、特に相違がないはずだからである。しかし、その賃金格差が実際にどれほどのものであるかを示すデータは、いまのところまだない。「原住民購入地」における農業所得が「原住民指定地」のそれよりずっと大きいことは確かであるにしても、ヨーロッパ人農場における賃金支払能力に対抗することは所詮不可能であろう。ともあれ、「原住民購入地」において雇用労働を少なくさせているのは、むしろそれ以外の社会的理由によるところが大きいのではないかと思われる。多くの論者によってしばしば指摘されるような、雇用労働に対する入植農民の管理能力もその一つに数えられるかもしれないが、筆者はそれよりも、アフリカ人部族共同体における心理的強制をより大きな要因として考えたい。つまり、一般農民にとって、「原住民購入地」は、一応脱部族化のおこなわれた地域として評価されながらも、アフリカ人経済社会の民族的基盤を形成するにはなお十分でない意識されていること、換言すれば、入植農民の行動様式がアフリカ人経済の自立化における主体性を真に代表してはいないとみなされていることなのである。いずれにしても「原住民購入地」の創設がアフリカ人農業人口を吸収する効果をもつことは実際上ほとんど期待されないといいていい。要するに「原住民購入地」では労働利用についても、量的には家族経営の限度以上に出ることがなく、農作物商品化の外部的要請に対応するためには、伝統的農業社会における諸価値の実現を犠牲にしなが、家族成員の労働時間を延長するという形で労働の集約化をすることを余儀なくされているのである。

最後に「原住民購入地」農家における資本(生産手段を含む)の利用状況について特に注目されることは、農業における資本化が相対的に進んでいるわりに、肥料の使用が存外少ない点である。入植農家は、手持資金や農業信用による借入金など、農業生産の用に供せられる資本において、一般の部族共同体農民よりはるかに恵まれているにもかかわらず、化学肥料を使用している農家の割合が「原住民指定地」の場合より少ないことはすでにみてきた。また、「原住民購入地」における堆肥の使用量は、単位面積当たりと農家当たりで若干相違があるにしても、概して「原住民指定地」よりいくぶん多い程度であり、たとえばトウモロコシ畑への堆肥利用度は、一般原住民農家より大きい、「原住民指定地」において農業指導を受けた master farmers や plot holders より少ないのが実情である。これは一つには、政府のアフリカ人農民に対する農業普及事業が、当初「原住民指定地」の技術改善にプライオリティを置き、さらにだに乏しい農業普及員がほとんど「原住民購入地」に向けられなかったためであろうが、そのほかにもっと大きな原因があるのかもしれない。たとえば、化学肥料の購入については、農業信用による貸出規模がしばしば引合いに出される。そもそもヨーロッパ人向けに設立された不動産抵当銀行が「原住民購入地」農家に限ってアフリカ人に貸出しを始めたのは1945年であるが、以来10年間に70戸足らずの農家が総額6000ポンドほどの融資——1人当たり85ポンド14シリング(約8万5000円)——を受けたといわれる。もちろん融資の規模や範囲は限られていたけれども、これを1958年から始められた「原住民指定地」農家への農業信用供与額——1人当たり1シリング(約50円)——に比べれば、少なくともその規模に関するかぎり、相当な

へだたりがあるといえる(註5)。のみならず、ローデシアでは、他の大部分のアフリカ諸国と同様、借入金が農家負債の求償に向けられることもなく、また借入金の償還率もほかのアフリカ諸国に比べるとむしろいくぶん高いほうであるから、農業信用の問題だけから「原住民購入地」における化学肥料利用度の低さを説明することには無理であろう。

ともあれ、ここで重要なことは、「原住民購入地」農家における肥料、ことに化学肥料の単位面積当たり使用量が「原住民指定地」のそれより明らかに少ないにもかかわらず、農作物の収量ではけっして少なくないという点である。このことはおそらく、ローデシアのアフリカ人農業において土地生産性を高める要因として、肥料の利用のほかにもっと重要なもの、たとえば、土地改良への投資や除草作業の拡充などが存在すること、ひいては、農業の資本化を農業生産力の上昇と直接結びつけることが必ずしも容易でないことを示唆するものであろう。要するに「原住民購入地」の農業は、農業生産力の上昇を、資本の生産的利用に負わしめるよりも、まだ、労働の生産的利用により多く依拠させる段階にしかないということなのであろう。

こうしてみると、「原住民購入地」の創設によって生まれた新しい型のアフリカ人農業のメリットは、植民地時代以来形成されてきたモノカルチャー産業構造の枠組の中で、単に商品作物の物的生産性を高めるための、いわば「作られた経営能力」にあるのかもしれない。すでにふれた、土地所有形態の変革と農業生産力の上昇との関連においていえば、この「作られた経営能力」には、社会変革としてもつ農業生産力の上昇の重要な側面がまったく捨象されている。アフリカ人農民の

経営能力は、本来ならば、伝統的社会内部での社会的分業から商品交換が増大し、それを通じて労働生産性の向上が強く意識されることから形成されるものであろう。しかし、そのような過程は、ローデシアの「原住民指定地」には多少みられても「原住民購入地」にはほとんどみられない。つまり、後者には農家の経営能力をアフリカ人経済社会の民族的基盤の中で生かしうるような地場市場における商品交換が存在しえないのである。このことは、アフリカ人農業に、労働力再生産の機能を賦与させる以上に、商品流通による社会的生産物の内部的蓄積の役割を果たさせぬ結果をもたらしているように思われる。「原住民購入地」農家は、したがって、一方では、特化農作物の生産を拡大しても、未耕地の開拓が限度にすれば、早晚生産制限もできぬままに仲買人に従属せざるをえなくなるという不安に悩まされ、他方では、地場市場において余剰生産物の交換ができず、さりとてより発達した賃金部門へ労働移動ができぬままに、労働力の再生産を引続き自力でおこなわざるをえないという必要に迫られ、まさに二重の負担にあえがねばならないのである。

(注1) B. F. Massell & R. W. M. Johnson, p. 124.

(注2) 星昭, 42ページ。

(注3) 星昭「アフリカ研究の一視角」(『アジア経済』, 第9巻第3号, 1968年3月), 10ページ。

(注4) B. F. Massell & R. W. M. Johnson, p. 126.

(注5) 星昭, 85, 86ページ。

む す び

以上、ローデシアにおける二つの型のアフリカ人農業を比較・検討し、特に「原住民購入地」農業の実態とその性格を明らかにしてきた。ところ

で、「原住民購入地」の創設は、ローデシアの農業政策の一環として、政府により積極的に推進されてきたものである以上、本稿で論じられたすべてのことは、農業問題、それも特に土地制度に対する国家介入の事例としても少なからざる示唆を含んでいるように思われる。アフリカ諸国を含めて、一般に低開発諸国における土地制度に対する国家介入は、典型的には土地改革(ないし農地改革)としてとらえられ、その場合の内容は、通常大土地所有を分解し、従来地主や不労所得層に偏在した富の分配を公正化して、農民に均霑せしめること、換言すれば、前期的資本の地代部分を再分配する、という側面が強調される。したがって、改革の目標としては、土地を農民的所有のもとに置くことに第一義的な重要性が置かれ、場合によっては、それに続いて集団化への要求が国有化という形で前面にあらわれることが多い。しかし、このことは、あくまで当該国における社会変革への志向が、農業生産力の問題よりも、土地所有の問題の中により強く内面的に醸成されたところのみ正当化される。アフリカ諸国におけるように、封建的土地所有がほとんど育たず、また資本制私的所有がきわめて限られた範囲にしかみられぬところでは、共同体によって占取された土地がほとんど自由財としての意味しかもたぬため、もともと土地と労働から生ずる富の著しい不均等がみられず、階級関係に表出される土地所有は、植民地支配者と被支配者との間以外に存在しないのである。つまり、アフリカ諸国は、上記のごとき土地改革を自明のこととして望まれるに十分なほど、生産関係に照応すべき生産力が低い段階にあるといえる。したがって、一方においては、共同体的土地所有をそのままにして国有化する国があるかと思うと、他方においては、これから集团的所有を

私的所有の中に解消しようとする国もあるのである。ローデシアの場合はまさにこの後者の事例にほかならない。アフリカ諸国においては農業生産力上昇の問題が、それ自身すでに社会変革としての意味を強くもっているから、土地所有制度変革の必要性は、農業生産力上昇の見地から、部族的土地所有を解体しなければならぬということでは

あっても、社会組織近代化のうえで、共同体的土地所有の温存を許さぬということをただちに意味してはならぬだろう。その文脈からすると、ローデシアの「原住民購入地」の創設は、ヨーロッパ人の支配と植民地の利益のための、時代に逆行した農業改革といっても過言ではあるまい。

(調査研究部)

アジア経済研究所刊行

解説 アジアの統計Ⅰ
—人口・労働—
北川 豊編
96頁 円 600

▷はしがき▷人口統計／概説／各国の人口統計（琉球，韓国，台湾，香港，南ベトナム，カンボジア，ラオス，タイ，シンガポール，マラヤ，サバ，サラワク，ブルネイ，インドネシア，フィリピン，ビルマ，インド，パキスタン，セイロン）／統計表▷労働統計／概説／各国の労働統計（韓国，台湾，香港，南ベトナム，タイ，シンガポール，マラヤ，サラワク，インドネシア，フィリピン，インド，パキスタン）／統計表

解説 アジアの統計Ⅱ
—農業—
北川 豊編
282頁 円 1200

▷農業統計／概説／各国の農業統計（琉球，韓国，台湾，香港，南ベトナム，カンボジア，ラオス，タイ，シンガポール，マラヤ，サバ，サラワク，ブルネイ，インドネシア，フィリピン，ビルマ，インド，パキスタン，セイロン）／統計表

OPEC とその国際環境
松村清二郎編
175頁 円 650

▷まえがき▷序論▷OPECの設立とその活動／OPEC設立の経緯／OPECの組織機構／OPECの活動▷OPECの一断面／OPEC 穏健派—イランの場合—／強硬派思想の背景—ベネズエラの場合—▷産油国消費国間協調の一方途— ENI とその協調方式—／ ENI を中核とするイタリアの石油政策／ ENI の海外進出▷マッテイの哲学／協調方式の評価とその影響▷結び【図表】

海外鉄鉱資源の開発
西尾 滋編
305頁 円 1000

▷あいさつ▷まえがき▷第1部総体的検討▷わが国の鉄鉱石需要と国外供給源への依存（勝山敏雄）▷供給圏諸国の鉄鉱業開発政策（奥田義一）▷第2部各論—事例的研究—▷インドの鉄鉱資源の開発（植村発巳男）▷マレーシア，シンガポール，タイの鉄鉱資源開発（植村発巳男）▷フィリピン，香港の鉄鉱資源開発（植村発巳男）▷ローデシア鉄鉱山開発投資について（都義勝・星昭）▷ナリにおける鉄鉱山の開発（関武夫）▷ブラジルの鉄鉱業（西尾滋）▷オーストラリアの鉄鉱石開発（坂田善三郎）▷第3部総括と提案▷調査の重要性▷投資決定要因▷今後に期待される開発地域と開発方式▷政府または関係諸機関に対する要望事項【付録】【図表目次】

アジア経済出版会発売